

2021年8月30日現在

新型コロナウイルス・ワクチン関連情報

(NSW州及び北部準州在住者用)

※ 予防接種に関する判断に際しては、政府当局のウェブサイトなどを参照し、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただくとともに、最新情報をご確認ください。

1 豪州全体のワクチン接種関連情報

豪州全体の新型コロナウイルス・ワクチン関連情報は、豪州連邦政府保健省サイトに日本語でも掲載されています。ただし、日本語での掲載内容には一部の最新情報が反映されていない場合もありますので、最新情報は英語サイトでご確認ください。

(ワクチン関連情報・日本語サイト)

<https://health.gov.au/node/18257>

(ワクチン関連情報・英語サイト)

<https://www.health.gov.au/initiatives-and-programs/covid-19-vaccines>

豪州では州毎にワクチン接種の対象者や予約方法が異なります。 ニューサウスウェールズ (NSW) 州及び北部準州 (NT) それぞれの情報については、以下をご参照ください。

(1) NSW 州在住の方

【最新情報入手先】

NSW 州在住の方は、NSW 州政府ウェブサイトでワクチン関連の最新情報をご確認ください。

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/health-and-wellbeing/covid-19-vaccination-nsw/about-vaccine-rollout#who-can-get-a-vaccine-now>

【ワクチン接種対象者】

NSW 州政府は、全ての州内居住者は無料で新型コロナウイルス・ワクチン接種が可能と説明しています。豪州国籍、永住権、Medicare カードの有無にかかわらず、駐在員やその

家族、留学生、ワーキングホリデー滞在者なども接種可能です。

また NSW 州政府は、予防接種対象者を年齢等により区分し、優先順位をつけています。ご自身が現時点で、接種資格を有するか否かは、以下のサイトで確認できます。

(ワクチン接種資格確認サイト COVID-19 Vaccine Eligibility Checker)

<https://covid-vaccine.healthdirect.gov.au/eligibility>

【ワクチンの種類】

NSW 州は、推奨されるワクチンを年齢別に区分しています。8月30日時点では以下のとおりとなっておりますが、随時更新されると予想されますので、最新情報は NSW 政府ウェブサイトでご確認ください。

1. **ファイザー社製ワクチン**: 16歳～60歳未満の人に優先的に使われています*。現在ファイザー社製ワクチンを接種可能な対象者は、年齢、職業、既往症等の事情によって異なりますので、ご自身の情報をワクチン接種資格確認サイト (Vaccine Eligibility Checker) に入力しながら確認してください。

*8月27日(金)、豪州連邦政府は、12歳から15歳までの子供へのファイザー社製ワクチンの接種の予約を9月13日(月)から開始する、かかりつけ医(GP)、連邦政府のワクチン接種機関等を通じて予約できる、各州及び準州は、州のワクチン接種機関がいつこの年齢層に開放されるかについて助言する、と発表しました。

2. **アストラゼネカ社製ワクチン**: 60歳以上の成人が主な対象とのことですが、60歳未満の人もファイザー社製のワクチンが入手できず、シドニー大都市圏在住など感染リスクの高い場合に早期接種が推奨されています。

(NSW 州政府ウェブサイト)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/health-and-wellbeing/covid-19-vaccination-nsw/about-vaccine-rollout#who-can-get-a-vaccine-now>

(豪州予防接種技術諮問グループ (ATAGI) ウェブサイト)

<https://www.health.gov.au/news/atagi-statement-response-to-nsw-covid-19-outbreak-24th-july-2021>

【接種場所と予約方法】

- 1 **オンライン予約 (ファイザー社製ワクチン、アストラゼネカ社製ワクチン)**

下記の豪州政府ウェブサイトにて、オンライン予約が可能です。同ウェブサイトで、最初にワクチン接種資格確認サイト (Vaccine Eligibility Checker) にてご自身の接種資格の有無を確認いただくと、続いて最寄りのワクチン接種施設が検索でき、オンライン予約の画面へと進みます。年齢、職業、既往症等の個別事情によって予約できるワクチンの種類が異なりますので、入力しながら予約を進めてください。

<https://covid-vaccine.healthdirect.gov.au/eligibility?lang=en>

2 NSW 州政府指定のワクチン接種施設（アストラゼネカ社製ワクチン：18歳以上、予約不要）

NSW 州政府によれば、シドニー大都市圏内の NSW 州政府指定のワクチン接種施設（vaccination clinics）において、18歳以上の人は誰でもアストラゼネカ社製ワクチンを接種できます。NSW 州政府指定のワクチン接種施設として、シドニー大都市圏内の西部を中心に十数カ所が指定されており、接種は無料かつ予約は不要です。同施設のリストや所在地は、下記リンクを参照ください。

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/health-and-wellbeing/covid-19-vaccination-nsw/astrazeneca-18-years-and-over>

3 かかりつけ医や薬局での接種（アストラゼネカ社製ワクチン：18歳以上、ファイザー社製ワクチン：12～15歳）

NSW 州政府によれば、18歳以上の人は、一部のかかりつけ医（GP）や薬局でも、アストラゼネカ社製ワクチンの接種が可能です。

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/health-and-wellbeing/covid-19-vaccination-nsw/astrazeneca-18-years-and-over>

連邦政府によれば、12歳から15歳までの子供は、ファイザー社製ワクチンの接種の予約が9月13日（月）から可能となる予定です。

<https://www.pm.gov.au/media/children-aged-12-15-years-now-eligible-covid-19-vaccine>

4 感染懸念地域における指定施設（ファイザー社製ワクチン：16～39歳、要予約）

NSW 州政府によれば、シドニー大都市圏西部の感染懸念地域12市（2021年8月30日時点）の16歳から39歳の居住者は、指定のワクチン接種施設（十数カ所）にて、ファイザー社製ワクチンを優先的に接種することができます。以下の特設サイトで施設の所在地を確認し、オンライン予約願います。

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/health-and-wellbeing/covid-19-vaccination-nsw/priority-covid-19-vaccination-booking-for-16>

5 連邦政府のワクチン接種機関（ファイザー社製ワクチン：12～15歳、要予約）

連邦政府によれば、12歳から15歳までの子供については、ファイザー社製ワクチンの接種の予約が9月13日（月）から連邦政府のワクチン接種機関にて可能となる予定です。

<https://www.pm.gov.au/media/children-aged-12-15-years-now-eligible-covid-19-vaccine>

(2) 北部準州在住の方

【最新情報入手先】

NT 在住の方は、NT 政府ウェブサイトでワクチン関連の最新情報をご確認ください。

<https://coronavirus.nt.gov.au/stay-safe/COVID-19-vaccinations>

【ワクチン接種対象者】

NT 政府は、全ての州内居住者は無料で新型コロナウイルス・ワクチン接種が可能と説明しています。豪州国籍、永住権、Medicare カードの有無にかかわらず、駐在員やその家族、留学生、ワーキングホリデー滞在者なども接種可能です。

NT 政府によると、8月30日現在、予防接種を実施しているのは、12歳以上の全ての人です。ご自身が現時点で接種資格を有するか否かは、以下のサイトで確認できます。

(ワクチン接種資格確認サイト COVID-19 Vaccine Eligibility Checker)

<https://covid-vaccine.healthdirect.gov.au/eligibility>

【ワクチンの種類】

NT 政府は、推奨されるワクチンを年齢別に区分しています。8月30日時点では以下のとおりとなっておりますが、随時更新されますので、最新情報はNT政府ウェブサイトをご確認ください。

1. アストラゼネカ社製ワクチン：60歳以上の人に推奨されています。なお、50歳～59歳の人も含め、既に1回目の接種を受け、深刻な副作用がなかった人は、2回目の接種も安全とされています。

2. ファイザー社製ワクチン：12歳～60歳未満の人に推奨されています。

(NT 政府ウェブサイト)

<https://coronavirus.nt.gov.au/stay-safe/COVID-19-vaccinations/astrazeneca-vaccine-update>

<https://coronavirus.nt.gov.au/stay-safe/COVID-19-vaccinations/booking-your-covid-19-vaccine>

【予約方法】

下記ウェブサイトでワクチン接種のオンライン予約が可能です。

<https://coronavirus.nt.gov.au/stay-safe/COVID-19-vaccinations/booking-your-covid-19-vaccine>

2 ワクチン接種証明書の入手方法

新型コロナウイルスのワクチン接種証明書を入手するには、以下4つの方法があります。

(1) Express Plus Medicare モバイルアプリを介して新型コロナウイルスデジタル証明書をダウンロードするか、myGov を介して Medicare オンラインアカウントをダウンロードします。新型コロナウイルスデジタル証明書を Apple Wallet または Google Pay に追加できます。手順については、Services Australia のウェブサイトをご確認ください。

(Services Australia : 新型コロナウイルスのワクチン接種証明書の入手方法)

<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/subjects/getting-help-during-coronavirus-covid-19/covid-19-vaccinations/how-get-proof-your-covid-19-vaccinations>

(Express Plus Medicare モバイルアプリ)

<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/medicare/express-plus-medicare-mobile-app>

(myGov)

<https://my.gov.au/LoginServices/main/login?execution=e1s1>

(メディケアオンラインアカウント)

<https://www.servicesaustralia.gov.au/individuals/services/medicare/medicare-online-accounts>

(2) オンラインで証明書を入手できない場合には、ワクチン接種を受けた機関から接種履歴を印刷してもらうことも可能です。

(3) 豪州予防接種登録局 (Australian Immunisation Register) に電話し(1800 653 809、平日の午前8時から午後5時まで対応)、記録を送付してもらうよう依頼することも可能です。到着までに最大14日かかる場合があります。

(4) メディケアの資格を有しない場合は、上記豪州予防接種登録局に電話して証明書の郵送を依頼するか、myGov の Individual Healthcare Identifiers サービス (IHI サービス) を利用して、新型コロナウイルスデジタル証明書をデジタルウォレットに追加することも可能です。

3 日本でのワクチン接種（一時帰国者のための海外在留邦人の一時帰国新型コロナ・ワクチン接種事業）

【事業概要】

8月1日から、日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象に、成田空港及び羽田空港においてワクチン接種事業を実施中です。

接種を希望される方は、以下の事業詳細及び留意事項等を事前によくご確認ください。なお、以下の内容は今後変更があり得ますので、実際のインターネット予約の際は特設サイト（下記）の注意事項等を改めてご確認ください。

（外務省海外安全ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

（インターネット予約特設サイトURL）

<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

【接種対象者】

以下の全ての条件を満たす方が本事業の対象者となります。

（1）在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により再入国する外国人の一部（対象となるのは入管特例法上の特別永住者及び入管法別表第二で定められる在留資格保持者（在留資格の詳細はこちら））

（2）日本国内に住民票を有していない方（転出届を提出済みの方）

（3）接種を受ける時点で満12歳以上である方

※本事業の被接種者は、本事業で初めて新型コロナのワクチン接種を受け、かつ本事業により2回の接種を受ける方を想定しています。

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。住民票を有する方や転入届を提出した（する）方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

4 参考情報

【当館ウェブサイト（ワクチン関連情報）】

○12歳から15歳までの子供へのファイザー社製ワクチンの接種開始

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210830vac.pdf>

○【NSW州】ワクチン接種完了者への規制緩和（9月13日（月）以降）、ワクチン接種証明書の手続き方法

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210826-2nsw.pdf>

○【NSW州】感染懸念地域12市の16歳から39歳の居住者に対するファイザー社製ワクチンの優先配分（8月19日（木）以降）

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210819vac.pdf>

○コロナ対応移行国家計画におけるワクチン接種割合の発表（7月30日（金）の国家内閣合意）

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210802kokka.pdf>

○NSW州のアストラゼネカ社製ワクチン接種関連情報（7月30日（金）以降）

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210730vac.pdf>

○北部準州の新型コロナウイルス・ワクチン接種関連情報（7月6日時点）

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210706vac.pdf>

○NSW州の新型コロナウイルス・ワクチン接種関連情報（7月5日時点）

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210705vac.pdf>

○【豪州政府】7月2日（金）に開催された国家内閣で合意された国家計画

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210705aug.pdf>

【在オーストラリア日本大使館ウェブサイト】

○今後の出口戦略に関するモリソン首相の「見解」の発表（COVID-19関連）

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100226577.pdf>

○豪州政府の新型コロナウイルス感染症からの出口戦略（国家計画）：8月6日国家内閣にて正式決定

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100220800.pdf>

○豪州における新型コロナウイルス対策の概要（2021年1月18日現在）

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100023087.pdf>

【厚生労働省ウェブサイト】

日本でのワクチン接種に関する情報（COVID-19PCR陰性証明や、水際対策に係る新たな措置等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html